

平成19年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成19年2月28日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	赤坂 悦男

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 平成 19 年度施政方針及び教育方針について
- 第 5 委任専決第 1 号及び委任専決第 2 号  
( 契約の変更について他 1 件 )
- 第 6 議第 1 号から議第 4 6 号まで一括上程  
( 野洲市副市長の定数を定める条例他 4 5 件 )
- 第 7 請願第 1 号及び請願第 2 号  
( 中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願他 1 件 )
- 第 8 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

市長提出議案

- 委任専決第 1 号 契約の変更について
- 委任専決第 2 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第 1 号 野洲市副市長の定数を定める条例
- 議第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例
- 議第 3 号 野洲市まちづくり基本条例
- 議第 4 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議第 5 号 野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改  
正する条例
- 議第 6 号 野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に  
関する条例の一部を改正する条例
- 議第 7 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 8 号 野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 9 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 10 号 野洲市公民館条例の一部を改正する条例
- 議第 11 号 野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例
- 議第 12 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第 13 号 野洲市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 議第 14 号 野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 議第 15 号 野洲市工業振興条例の一部を改正する条例
- 議第 16 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 17 号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例
- 議第 18 号 平成 19 年度野洲市一般会計予算
- 議第 19 号 平成 19 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 20 号 平成 19 年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第 21 号 平成 19 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 22 号 平成 19 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 23 号 平成 19 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 24 号 平成 19 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 25 号 平成 19 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 26 号 平成 19 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 27 号 平成 19 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 28 号 平成 19 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 29 号 平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 30 号 平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 31 号 平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 32 号 平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 33 号 平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 34 号 平成 18 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 35 号 平成 18 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第 36 号 平成 18 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 37 号 第 1 次野洲市総合計画基本構想を定めることについて
- 議第 38 号 野洲市国土利用計画（第 1 次野洲市計画）を定めることについて
- 議第 39 号 指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて
- 議第 40 号 町・字の区域及び名称の変更について
- 議第 41 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 42 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議第 43 号 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について
- 議第 44 号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第 45 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 議第 46 号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について

開議 午前 9 時 00 分

#### 議事の経過

（開会）

議長（田中栄太郎君）（午前 9 時 00 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 24 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 19 年第 1 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（日程第 1）

議長（田中栄太郎君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

まず出席議員 24 名、全員であります。

次に、報道関係者からカメラ等の撮影の申し出があり、撮影を許可することに決しましたのでご報告いたします。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、会議規則第 121 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番、梶山幾世君、第4番、内田聡史君を指名いたします。

(日程第3)

議長(田中栄太郎君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付しております会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

議長(田中栄太郎君) 日程第4、平成19年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず施政方針について、市長。

市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。平成19年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中全員参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

「小さくとも自立する新市の創造」を目指し、合併により誕生いたしました野洲市も3年目を迎え、昨年5月には人口が5万人を突破し、名実共に市としての新たな一步を踏み出したところでございます。

そのような中、「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会の実現」に向け、昨年はまちづくり基本条例、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等、まちづくりの骨格となる重要な条例案、計画づくりに取り組んでまいり、いわばまちづくりの土壌づくりの年でありました。

そして、いよいよ今年はいこれらの計画を実行に移す年で、本格的な新市野洲市のスター

トの年であり、市民の皆様の期待の大きさを痛感すると共に、身の引き締まる思いがいたしております。

今般、よりよい協働のまちづくりを進める上での基本的な判断や行動の基準、また市民や市の役割など、まちづくりの理念を明文化したまちづくり基本条例の制定を提案させていただきます。この条例の制定により、野洲市としての一体感が醸成されると思います。

今後におきましては、一人ひとりの知恵や力が生かされ、ほほえみ、ときめきに満ちたまちづくりを目指し、議員の皆さんのご指導とご理解をいただきながら、一步一步着実に取り組んでいく所存でございます。

本日、平成19年度一般会計予算をはじめとする重要諸案件を提案し、ご審議をお願いするにあたりまして、ここに施政の方針と主要施策を中心に所信を申し上げ、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたく存じます。

今年も新年早々、昨年全国制覇という輝かしい歴史の1ページを刻まれました野洲高等学校サッカー部が、追われる者の重圧に見事打ち勝ち、全国高校サッカー選手権大会の連続出場を果たされ、全国ベスト16入りを果たされたことは、文字どおりサッカーの名門校としての地位を確固たるものとして、その名声を広く全国に高められました。このことは、我々野洲市民にとっても誇りとするところであり、夢と勇気を与えていただき、さらなる活躍を期待するものであります。

さて、我が国の経済情勢は企業収益の改善、設備投資の拡大等により、所得税、消費税が増収となり、財政環境は明るい兆しを見せ、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる一方、国と地方を合わせた長期債務残高は800兆円に迫ろうとしております。

そのような中で、いよいよ団塊の世代の大量退職が始まり、少子高齢化が急速に進展する中で、持続的発展を確実なものにするため、より一層の行財政運営の改革が急務となっております。

こうした中、今後10年間に新たな挑戦の10年と位置付け、生産性向上や技術革新、予算配分の重点化、効率化等により、財政の健全化、社会保障制度や税制改革、総合的な少子化対策の推進等、優先課題への取り組みが示されたところであります。

本市におきましても、法人市民税を中心とした税収の伸び悩みや年度ごとの大幅な変動、三位一体の改革による地方交付税の削減、さらには合併関連事業等による起債残高の増加等、財政状況の硬直化が急激に進み、かつてない厳しい財政運営になっております。

こうした状況下において、多様化、高度化する市民の要請に的確に応えるため、真に必

要とされる施策の重点化を図り、P D C A サイクルを取り入れた事務事業評価を行い、限られた財源のより効率的、効果的な活用に取り組むと共に、成長力、競争力を備えた地域間競争に打ち勝てる自主自律のまちづくりに取り組む所存であります。

また、市民の安全、安心を確保し、快適で安らぎのある住環境づくりについても、より一層の推進を図ってまいりたいと考えています。この推進にあたっては、野洲市の政策の基本理念であります人権と環境の視点を常に持ちながら、市民の知恵と力を出し合ってもら協働の手法をさらに発展させ、提案いたしておりますまちづくり条例をもとに、将来のまちの姿である「ほほえみ、ときめきのまちづくり」に向け、次の重点施策に積極的に取り組んでまいります。

1、豊かな人間性をはぐくむまち。野洲市のまちづくりの主役は市民であり、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にするまちの創造を目指します。

子育て不安を持つ親が気軽に悩みを相談でき、子育ての情報を得られ、交流の場となる子育て支援センターを新たに野洲健康福祉センター内に設置すると共に、子育て家庭訪問事業を開始し、安心して子育てができる環境づくりをより一層推進します。

また、新たに母子自立支援プログラム策定員を設置し、母子の自立を支援いたします。

さらに、昼間家庭で保育に欠ける小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供するための学童保育の充実を図ると共に、子どもたちの安全で健やかに過ごせる居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を新たに開設いたします。

従来障害児教育に加え、学習障害児、注意欠陥・多動性障害児、高機能自閉症の軽度発達障害も包括した障害児教育を特別支援教育として実施いたします。

また、公共施設の安全性の確保を図るため、野洲中学校、有隣館の改築基本設計及び保育園の耐震調査等を実施いたします。

2、人々が支え合う安心なまち。市民一人ひとりが生きる意味を実感し、生き生きと輝くために市民が共に支え合う共生と安心のまちを目指します。

まず、市のホームページを障害者や高齢者など誰にでも読みやすくするため文字の拡大や音声による案内など、ホームページのバリアフリー化を図ると共に、市民の安心、安全を確保するために、新たに「不審者・災害情報メール配信システム」の整備を推進いたします。

また、市民活動の拠点であるコミュニティセンターにはA E Dを設置いたします。

次に、平成20年度から75歳以上の後期高齢者について、現行の老人保健医療制度が

廃止され、新たに独立した後期高齢者医療制度が創設されるための準備を行います。

また、平成18年度に編成した障害者スポーツ施設「なかよし交流館」を開館し、心身に障害のある方々がスポーツを親しみ、スポーツを通じて同じハンディキャップを持つ人々との交流を図るなど、心身の健康保持、増進を図ります。

3、美しい風土を守り育てるまち。美しい景観に恵まれた美しい風土は貴重な財産であり、こうした風土を次世代に引き継いでいくため、環境にやさしいまちづくりを推進いたします。

このために、市民参加のもと策定した環境基本計画の実践に向け、市民参加の実践組織を設置し、市民と行政のパートナーシップによる実践活動を展開いたします。

また、集落機能の低下により、適切な保全が困難になってまいりました農地や農業用水等の社会資本について、農業者だけでなく地域の多様な参加を得ながら、適切な保全を図るため、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでまいります。

さらに、荒廃が危惧されます里山について、本来あるべき里山の姿に再生していくための保全活動の取り組みを支援いたします。

4、地域を支える活力を生むまち。本市の産業は米づくりを中心とする農業と製造業等の大規模工場の立地にその特色があります。

これらの基幹的産業の維持発展を推進すると共に、工業の育成、振興や雇用の創出を図ります。

このことにより、市の活性化と税徴収確保につなげるため、工業振興助成金の交付を行います。

また、地域の商工業支援につきましては、商工業振興事業補助制度を継続するなど、商工会の育成と市内商工業の振興を図ってまいります。

環境振興面では、ふるさと富士を有する市町村がネットワーク化し、地域の活性化を図るため、「第1回全国ふるさと富士サミット」の開催を支援いたします。

5、潤いとにぎわいのある快適なまち。豊かな自然を生かしつつ、新市の均衡ある発展を牽引するため、豊かさと潤いが感じられる快適な都市空間の創造を目指し、暮らしやすいまちづくりを進めます。このため、人にやさしい生活道路の整備や河川維持補修、農道の整備を行います。

新市まちづくり計画において整備、推進が示された野洲川右岸線につきましては、乙窪地先から比江地先までの間を整備いたします。また、野洲市の玄関口であります野洲駅の

南口の活性化を図るため、駅前広場や周辺道路の改修等の整備計画を策定いたします。

市民と行政が共につくるまち。新市が個性あるまちづくりを進めていくため、市民、企業、行政がよりよいパートナーシップを確立し、共に地域を支えていくことを目指します。そのため、市民活動の促進や支援を行い、市民の自主的な活動を促進するため、市民活動サポートセンターの設置を行います。

市税の納付につきましては、市民の利便性の向上のため、身近なところで24時間いつでも取り扱いのできるコンビニエンスストアにおける納付サービスの導入準備を行ってまいります。

また、今年度に策定する総合計画について、その進捗状況を市民意識調査や外部委員会を設置するなど、行政評価手法を用いて管理すると共に、行政改革大綱及び財政健全化計画についても、行政改革推進委員や補助金等検討委員会を設置し、市民の理解と協力を得ながら行財政基盤を確かなものとするため、事務事業の再編整理等の着実な行政改革と抜本的な歳入歳出の見直しによる財政改革を不断に実行していくことが不可欠であると考えております。

このため、限られた資源である人、物、金、情報を最も有効よく活用するという地方自治体の基本原則にのっとり、市職員のプロ意識を再認識させると共に、行政運営に経営という観点を取り入れながら、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

そして、生まれてよかった、暮らしてよかった、安心して年がとれると実感できるまちづくりに努めてまいります。

冒頭申し上げましたように、いよいよ土壌づくりを終え、野洲という舞台で一人ひとりが輝き、一人ひとりの知恵や力が生かされる市民がつくる「大輪の花が咲くオンリーワンのまち・野洲市」を目指し、全力を尽くしていく所存でございます。

以上、平成19年度の主な施策について概要を申し上げ、皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成19年度予算審議の会議冒頭にあたりましての私の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、教育方針について、教育長。

教育長（大堀義治君） 皆様方、おはようございます。

それでは、平成19年度の教育方針を申し上げます。

はじめに、国におきましては、昨年12月15日、参議院本会議で改正教育基本法が可

決、成立いたしました。このことにより、教育振興基本計画の策定や新しい学習指導要領の改訂等々、教育改革が加速することになりました。

文部科学省は、学習指導要領の改訂が平成19年度になると説明し、中央教育審議会は改訂の論点を、教科等で改善したり充実させたりする内容、各教科で共通して横断的に指導する内容、小学校での英語、授業時間数、到達目標とその評価などとしています。

また、政府の教育再生会議では、1月24日に第1次報告書をまとめ、1、ゆとり教育の見直し、2、安心して学べる規律ある教室、3、規範意識の徹底、4、教員の資質向上、5、信頼される学校づくり、6、教育委員会のあり方、7、社会総がかりによる教育の7項目について提言しました。

子どもの生活と学力を高めて、一人ひとりの人格の完成を目指し、知育・徳育・体育の調和のとれた新しい時代にふさわしい教育を、市民の総意で創造していくことが大切と考えています。そして、人権文化の創造など、本市における独自の教育課題に取り組みながら、国の動きを熟慮しつつ、着実に教育行政を進めてまいります。

全国各地では、いじめやいじめによる自殺、不登校に関わる問題、子どもが犠牲になるような犯罪や虐待の問題、また非行の低年齢化と、課題の多い状態が続いています。教育行政には、この状況を改善するため、家庭や地域と協働し、乳幼児期からの家庭教育はもちろん、地域社会全体の教育力を高めることが求められています。同時に、子どもたちが心身共に安全で安心できる学校、園、地域社会をつくっていくことが重要な課題となっています。

本市におきましては、このような認識に立ち、心の教育を大切にしながら、次の3つの教育目標を立て、人権と環境を基盤にした、すべての人が生きる意味を実感できる地域づくりを進めます。

その第1は、人権文化の創造と出会い、語らい、認め合う生涯学習のまちづくりを目指すことです。これまで人権・同和教育を推進する中で、人権尊重の地域づくりを目指す仲間が確実にふえてきました。そして、部落差別をはじめ障害者差別や性差別、また在日外国人差別など、あらゆる問題を解決しようとする人権教育へ広がりを見せてきました。しかし、残念ながらいまだに差別に係る事件や事象が発生しています。このような状況を克服するため、互いに人を思いやり、人と協働し、ほほえみ、ときめきを分かち合える集団や地域社会をつくりながら、生涯学習を推進します。

そして、このような学習集団や地域社会の中で固有の人権問題についての学習を進め、

人権文化を創造していきます。特に、学校、園、所においては、身近な問題を子どもたち自らが集団の中で解決するという自治集団の育成に努め、実践的態度を重視しながら、心の教育を進めます。

第2は、新しい時代を切り拓く、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくりであります。

学校教育については、学校週5日制や総合的な学習は定着しつつありますが、学力保障に係る課題は解決できたとは言いがたい状況です。一人ひとりの個性を生かして、生活と学力を高める学校教育を推進するため、少人数授業の取り組みなどに加えて、平成19年度は特別支援教育を本格的に実施します。この教育では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の子どものニーズを明確にして、特別の支援を行います。

さらには、教育活動全体を通じて行う道徳教育、環境教育、安全教育、性教育等々、教科指導の他にいろいろな教育が学校に導入されております。これらの教育は、いずれをとっても大切であり、教科指導と共に実施しなければなりません。

学校給食につきましては、新しい学校給食センターの建設に伴い、2学期からはすべての学校、園で完全給食を実施します。子どもたちの食育と地産地消の観点を踏まえて、安全でバランスのとれた学校給食の実施に向け取り組みます。

また、ボーダレス社会と言われる現代では、特に国際社会に貢献できる資質や能力のある世界の中での日本人の育成が求められています。このことを踏まえ、人権の尊重を基盤とした在日外国人との共生や、小学校での英語活動の体験を通して、国際化に対応できる子どもの育成を目指します。

さらには、副読本「わたしたちの野洲市」や「郷土の偉人」を活用し、郷土に誇りを持ち、郷土を語る人間の育成に努力します。

安全で安心できる学校や地域社会づくりでは、学区や地域、団体等で熱心な取り組みをしていただいております。これまでの「こどもSOSホーム」等の運動等に加えて、新しく「こどもSOSのバス」を設置するなどして、拡充を図っています。今後も子どもの安全対策については、関係機関等と共に取り組みを充実させていかなければなりません。

さらに、子どもが安心して遊べる活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら、長期休業期間中に学習やスポーツ、文化活動ができる環境を整えることにより、子どもの豊かな体験活動の充実と子育て支援のための放課後子ども教室を試行し、平成20年度からは本格実施していきます。

学校教育では以上のような多くの課題がありますが、不易と流行の観点で教育を見直し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めたいと思います。

第3には、暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくりであります。

人生80年時代の長寿社会が到来し、自由時間が増大する中で、生涯にわたって生き生きとした人生を送るためには、健康の保持や健やかな体づくりが大切であります。

そのために、生涯にわたって積極的に運動に親しむなどして、健全な心身の発達を促し、人にやさしい心豊かな社会の実現に努めます。このことから、「幼児期から、いつでも、どこでも、いつまでも」を合い言葉として、野洲市スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツの振興に努めます。

また、教養や趣味のための学習、芸術鑑賞や創作活動など、種々の文化活動は個性を伸ばし、創造性を培い、自己実現と精神生活を豊かにする生涯学習活動であります。そして、これらの活動は、ほほえみ、ときめきのまちを実現させるためには、なくてはならない活動であり、その活動を積極的に支援して、生涯にわたって学習が続けられる環境づくりを進めます。また、創作活動の発表やすぐれた芸術鑑賞の機会の提供に力を注ぎ、文化の香る環境整備に努めます。

そして、今掲げました3つの目標の達成をより確かなものにするため、11月1日の「野洲市教育の日」、11月の教育月間を市民に啓発し、地域ぐるみの子育てや生涯学習等に対する関心を高めていきます。

以上、平成19年度の教育方針について、私の所信を述べさせていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

(日程第5)

議長(田中栄太郎君) 日程第5、委任専決第1号及び委任専決第2号(契約の変更について他1件)について、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第1号契約の変更について説明を申し上げます。

祇王小学校大規模改造工事(建築主体工事)につきましては、平成18年5月10日に議決をいただき、契約を締結したところでございますが、工事の進捗に伴い工事請負額を393万7,500円増額し、契約を変更したものであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を得た契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、委任専決第2号でございますが、損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

平成18年11月7日、野洲市役所分庁舎駐車場内において発生した駐車中の自動車への公用自動車の追突事故について、市の賠償額を86万7,100円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

(日程第6)

議長(田中栄太郎君) 日程第6、議第1号から議第46号まで(野洲市副市長の定数を定める条例他45件)を一括議題といたします。

事務局より議件を朗読させます。

事務局長(山中重樹君) おはようございます。それでは議件を朗読いたします。

議第1号野洲市副市長の定数を定める条例、議第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議第3号野洲市まちづくり基本条例、議第4号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議第5号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第6号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第7号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第8号野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第10号野洲市公民館条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第13号野洲市子育て支援センター条例の一部を改正する条例、議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例、議第15号野洲市工業振興条例の一部を改正する条例、議第16号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第18号平成19年度野洲市一般会計予

算、議第 19 号平成 19 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 20 号平成 19 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 21 号平成 19 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 22 号平成 19 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 23 号平成 19 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 24 号平成 19 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 25 号平成 19 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 26 号平成 19 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 27 号平成 19 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 28 号平成 19 年度野洲市水道事業会計予算、議第 29 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）、議第 30 号平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 31 号平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 32 号平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 33 号平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 34 号平成 18 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 35 号平成 18 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 36 号平成 18 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）、議第 37 号第 1 次野洲市総合計画基本構想を定めることについて、議第 38 号野洲市国土利用計画（第 1 次野洲市計画）を定めることについて、議第 39 号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて、議第 40 号町・字の区域及び名称の変更について、議第 41 号市道路線の認定及び廃止について、議第 42 号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第 43 号滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第 44 号滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第 45 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第 46 号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして順次説明を申し上げます。

まず、議第 1 号野洲市副市長の定数を定める条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が昨年 6 月 7 日に公布され、助役制度の見直し講じられたことにより、地方自治法第 161 条第 2 項の規定に基づき、副市長の定

数を1名と定めるものでございます。なお、本条例につきましては、19年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議第2号でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役制度、収入役制度の見直し並びに吏員制度の廃止措置が講じられたこと等により、本市の関係条例について所要の改正を行うものであります。なお、本条例につきましても19年4月1日から施行するものでございます。

議第3号野洲市まちづくり基本条例につきまして説明を申し上げます。

平成7年に旧野洲町長に就任させていただいて以来、人権と環境をまちづくりの土台として位置付け、住民との協働を提唱し、合併においてまちづくりの理念としてこのことを共有いただいたところでございます。

この間地方主権がますます叫ばれ、自立した地域経営の確立が急務となっている中で、市民の皆さんの熱心な活動はまちづくりの原動力として多種、多様な分野で実践されております。こうした多くの市民の知恵と力をまちづくりに生かすか否かによって、まちの将来が左右されると言っても過言ではございません。

そのために、「私たちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概を持ち、一人ひとりのまちづくりへの主体的な参加を促し、野洲の未来を創造するための仕組みが必要であります。

本条例の制定に際しては、市民による検討委員会において多くの市民の意見を集約し、検討いただき、本年1月5日に条例素案として市に提言をいただきました。その後、行政内部での協議を重ね、パブリックコメントを経て条例としてまとめたものでございます。

本条例は、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことなど、まちづくりの基本的な事項を定め、人権と環境を土台に市民一人ひとりが生き生きと輝き、生きる意味を実感し、活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的といたしております。また、本市のまちづくりの最高規範と位置付け、野洲らしい自治を推進してまいります。

なお、本条例につきましては、一定の周知期間を設け、野洲市誕生から3年目を迎える平成19年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議第4号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇について規定した人事院規則の一部改正により休息時間が廃止されたことに伴い、本市においても休息時間を廃止するものであります。なお、本条例につきましては、平成19年4月1日から施行するものであります。

議第5号野洲市市長、助役、収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役制度及び収入役制度の見直しが講じられたことにより、所要の改正を行うものであります。また、市長、副市長及び収入役の給与月額について、行政改革大綱及び財政健全化計画に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、給与月額から100分の8をそれぞれ減額するものであります。この条例につきましても、19年4月1日から施行するものでございます。

議第6号でございますが、教育委員会教育長の給与についても同様でございます。4月1日から20年3月31日まで100分の8の減額を行うものでございます。

次に、議第7号でございます。市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、人事院の勧告に基づき管理職手当の定額化及び扶養手当の額の改正を行うものでございます。主な内容といたしましては、管理職手当については管理職の職務、職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制に移行し、扶養手当については3人目以降の子等に係る支給額を現行の5,000円から6,000円に引き上げるものでございます。この条例についても4月1日から施行をいたします。

次に、議第8号でございますが、野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は給与の一層の適正化に向けた取り組みを進める中、特殊勤務手当について一般行政職のみならず全職種において点検を行い、市税事務に従事する職員の特殊勤務手当をはじめとする4項目の特殊勤務手当を削除するものであります。なお、この条例につきましても4月1日から施行するものでございます。

次に、議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、介護給付費納付金の納付予定額から必要な税率を算出し、介護給付費に係る賦課税率について改正を行おうとするものであります。なお、本条例につきましても4月

1日から施行いたします。

議第10号野洲市公民館条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本市では社会教育活動や地域活動の拠点となる施設といたしまして、昨年10月にコミュニティセンターなかさと、本年3月にコミュニティセンターひょうずを開館することから、平成19年3月末をもって野洲市中主公民館別館の公民館機能を廃止するものであります。また、これに伴う当施設の使用料の規定を削除するために、野洲市使用料条例の一部を改正するものでございます。本条例につきましても4月1日から施行しようとするものであります。

議第11号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、整備済みの大塚山古墳と本年度に整備いたしました冨波古墳について、史跡公園として追加するものでございます。この条例についても4月1日から施行いたします。

議第12号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

こどもの家につきましては、現在1小学校区に1カ所設置しておりますが、入所児童の増加と待機児童の解消に向け、今後さらに入所希望児童の増加が見込まれる野洲小学校区及び祇王小学校区のこどもの家を分割し、それぞれ2カ所とするために所要の改正を行うものであります。また、夏休み等の長期休業中の延長保育に係る保育料の規定を追加するものであります。この条例につきましても4月1日から施行いたします。

次に、議第13号であります。子育て支援センター条例の一部を改正する条例でございますが、きたの保育園内に設置してまいりました野洲子育て支援センターを野洲健康福祉センター内に移設し、名称を野洲市子育て支援センターに改正するものであります。この条例につきましても4月1日から施行するものでございます。

議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、高齢化の進行により本祝金の支給対象者に今後大幅な増加が見込まれ、財政負担が懸念されることから、行財政改革大綱及び財政健全化計画に基づき、近隣の状況等を勘案しながら支給額を見直そうとするものであり、88歳祝金の額を1万円に、100歳祝金の額を30万円にそれぞれ減額して改正しようとするものであります。この条例につきましても4月1日から施行するものでございます。

議第15号野洲市工業振興条例の一部を改正する条例でございますが、当条例の目的である空き工業用地等への新設企業の誘致及び既存事業所の増設等の促進が図られたことが

ら、助成申請の交付期限を制度開始から3年を経過する平成20年3月31日をもって終了しようとするものであります。なお、本条例につきましても4月1日から施行するものでございます。

議第16号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

開発行為に伴い帰属を受けた西出口公園と里の内公園について、野洲市地域ふれあい公園として追加し、また、既存の公園の位置の表示を整理するものであります。なお、本条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

議第17号野洲市下水道条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

下水道法施行令が改正されたことに伴い、下水道への排出水の垂鉛含有量の基準値を1リットルにつき5ミリグラムから2ミリグラムに改正しようとするものであります。この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

それでは、議第18号から議第28号までの平成19年度一般会計及び特別会計予算について説明を申し上げます。

まず、一般会計予算について説明を申し上げます。別冊の野洲市一般会計予算の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億6,300万円と定めるものであります。

次に、第2条、債務負担行為を定めるものでありますが、8ページをご覧いただきたいと思います。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金貸付制度に基づき、滋賀県信用保証協会が代位弁済した場合の実質損失額の10分の8について、1,928万円の範囲内で損失を補償するものであります。

次に、第3条、地方債でございますが、9ページをご覧ください。

起債の目的で道路橋梁事業をはじめ合併特例債、臨時財政対策債などの発行により、限度額合計を14億1,070万円とするものであります。

それでは、予算の内容につきまして、別冊平成19年度予算資料に基づき説明をいたしますので、そちらの資料をご覧いただきたいと思います。

まず歳入につきまして、資料の6ページでございますが、歳入では市税の総額は85億6,270万8,000円で、前年度予算と比較して5億7,329万1,000円の増

額で、率では7.2%の増であります。

内容といたしましては、市民税で44億5,992万円でありましたが、これは三位一体改革に係る税源移譲により個人市民税で5億6,969万円の増、法人市民税で8,418万5,000円の減で、差し引き合わせて4億8,550万5,000円の増収を見込んだものでございます。

固定資産税では37億4,151万1,000円で、9,125万2,000円の増収となる見込みであります。

次に、地方譲与税のうち所得譲与税は、三位一体改革の税源移譲の終了によりまして皆減であります。

また、利子割交付金以下交付金関係につきましては、地方財政計画に示されました伸び率等をもとにして推計いたしております。そのうち地方特例交付金につきましては、1億5,750万円の減額でございますが、これは定率減税の廃止による影響分であると見ております。

次に、地方交付税につきましては14億円で、内訳といたしましては、普通交付税で1億5,000万円、特別交付税で2億5,000万円を見込み計上いたしております。なお、新しく設置されようとしております新型交付税の導入の予定につきましても計上いたしております。

国庫支出金につきましては8億6,982万1,000円で、前年度比較2億106万6,000円の減額となっております。この要因は市町村合併交付金が減額となったことによるものでございます。

県支出金では8億6,180万7,000円で、前年度比較で1億1,602万4,000円の増額となっております。これは市町村合併交付金7,000万円を見込んだものでございます。

繰入金につきましては9億3,967万7,000円で、財政調整基金や公共施設等整備基金からの繰り入れが主なものでございます。

市債では14億1,070万円を計上しておりまして、合併特例債が1億5,660万円、臨時財政対策債5億600万円が主なものでございます。

次に、歳出について説明を申し上げます。8ページをご覧ください。

平成19年度の主な新規・拡充事業を本定例会に提案をいたしております野洲市総合計画のまちづくり基本目標に基づく6項目に整理して事業をまとめたものでございますが、

先ほどの施政方針で詳細なご説明を申し上げたもので、ここでは6項目の柱についてのみ説明を申し上げます。

それでは、9ページをご覧ください。第1点目の豊かな人間性をはぐくむまちの主な事業について説明を申し上げますと、まずは子育て不安を持つ親などが増加する中で、気軽に悩みを相談でき、子育ての情報を得られ、交流の場となる子育て支援センターの需要が増加していることから、新たに野洲健康福祉センター内に子育て支援センターを設置するなど、野洲市のまちづくりの主役は市民であり、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と一人ひとりの人権を大切にすまの創造を目指し、各種の施策を展開するものであります。

次に、10ページをご覧ください。第2点目の人々が支え合う安心なまちの主な事業について説明を申し上げます。

平成18年度に市役所等6カ所の行政関係建物に設置したAEDについて、新たに市民活動の拠点でありますコミュニティセンターにもすべて設置するものでございます。市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、生き生きと輝くために、思いやりの心を持って共に支え合い、一人の漏れもなく健康で安心な生活を送ることができるまちを目指します。

次に、11ページを見て下さい。第3点目の美しい風土を守り育てるまちの主な事業について説明を申し上げますと、荒廃が危惧される里山について、環境に対する意識を持ってその役割と価値を見出し、それに見合った里山をつくり上げ活用していく県民参加の里山づくり事業に取り組むなど、自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを推進いたします。

12ページをご覧ください。次に、第4点目の地域を支える活力を生むまちの主な事業について説明を申し上げます。

工業の育成及び企業立地の推進を図り、工業の振興及び雇用の創出のため、ひいては市の活性化と税収確保のため、企業が行う投資について「工業振興助成金」の交付を行うなど、環境の保全を基礎として、基幹的な産業の競争力を維持、発展させると共に、地域の産業の振興を図り、また安定した就労により安心して働けるまちを目指します。

ちょっと申しわけないのですが、先ほど里山づくりの中で「県民参加の里山」と申し上げたのですが、これは「市民参加の里山づくり」に訂正を願いたいと思います。その後も「ひいては市の活性化」ということで、市民のことを申し上げておりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

13ページをご覧ください。次に、5点目の潤いとにぎわいのある快適なまちの主な事業

について説明を申し上げます。

野洲市の玄関口である野洲駅南口の活性化を図るために、駅前広場や周辺道路の改修等の整備計画を策定するなど、豊かな自然を生かした均衡ある発展と共に、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な住環境の確保を目指します。

14ページをご覧ください。次に、6点目の市民と行政が共につくるまちの主な事業について説明を申し上げます。

市民活動の促進や支援を行い、市民の自主的な活動を促進するため、ほほえみ情報交流センター内（野洲図書館）に市民活動サポートセンターを設置するなど、地方分権が進む中で、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、市民、企業、行政が人権と環境を基軸に交流、連携、協働の手法により、共に地域を支えていくことを目指しております。

厳しい財政状況であります。今回提案をいたします総合計画でも、平成22年までの4カ年を行政改革推進期間と明確化しており、市民のご理解とご協力を得ながら、行政改革の推進と財政健全化計画の実行に本格的に取り組むと共に、導入を進めている行政評価システムにより施策の目標や基本事業のあり方を基準に検証を行い、その結果を平成20年度の予算編成方針や事業計画につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、次に特別会計予算について説明を申し上げます。

別冊の平成19年度野洲市特別会計予算、その1ページをご覧ください。

議第19号でございますが、平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算総額38億3,560万7,000円となり、昨年度対比7.6%の増となったものであります。

国民健康保険は他の医療保険制度と比べ高齢者の加入割合が極めて高く、医療費についても全国的に増嵩している状況が続いております。また、加入者総数は景気回復基調の経済状況を受け、若年層の加入者数の減少が見られることから、前年比で1.64%減の1万5,224人を見込むと共に、過去5年間の給付実績から医療費等を推計し、予算編成したものであります。

一方、医療費の適正化に向けた取り組みとして、レセプト点検の充実を図ると共に、平成20年4月から保険者に義務付けられた特定健診、特定保健指導実施に向けた計画策定、生活習慣病予防に向けたヘルスアップ支援事業の実施、人間ドック、脳ドック検診への助

成等、医療費の適正化など保健事業の積極的かつ効果的な実施に向け必要な経費を計上し、予算編成したものであります。

45ページをご覧ください。

議第20号です。平成19年度野洲市老人保健事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額を32億7,833万6,000円とし、前年度対比2.7%増となったものであります。老人保健医療受給者数は本年10月より75歳の年齢到達による該当者が新たに生じてくることなどから、月平均4,520人と見込んでおります。

また、過去3年間の医療費等の増嵩から、医療給付に必要な額を推計し、さらにレセプト点検の充実等、適正な医療費の給付に必要な経費等を合わせて予算編成したものであります。

次に、63ページをご覧ください。

議第21号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を24億1,565万4,000円とし、前年度対比2.1%の増となったものであります。

平成19年度は介護保険制度の大きな改革後2年目にあたります。歳出につきましては、保険給付費を制度改革以後の給付実績にもとに推計して計上しており、対前年度比2.6%の増となっております。

また、地域支援事業では、新予防給付として高齢者の介護予防、総合相談、家族支援などの事業に取り組む経費を第3期介護保険事業計画に基づく額で計上いたしております。

歳入につきましては、保険料で被保険者数の増加を勘案して見積もった額を計上いたしております。

次に、115ページ、議第22号でございますが、野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算額の総額2,467万5,000円で、前年度と同額となったものでございます。

野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を一般会計に返済する予算を計上しております。

次に、議第23号ですが、129ページでございます。野洲市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額21億1,753万1,000円となり、前年度対比0.5%の減となったものであります。

平成19年度における整備予定地域は、中畑区画整理区域内及び小堤地先で、整備面積は約4.1ヘクタールを計画いたしております。平成19年度末には公共下水道事業で約

186ヘクタールが整備済みとなる見込みでありまして、普及率につきましては平成19年度末で99.6%となる予定であります。

次に、議第24号、167ページですが、平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算額総額を2,702万2,000円とし、前年度対比5.2%の増となったものであります。

墓園の良好な維持管理に努めるための経費とより利用しやすい施設とするために、通路等の改修に係る経費を計上いたしております。

次に、議第25号、185ページでございますが、平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額1,609万1,000円とし、前年度対比43.4%の増となったものでございます。

基幹水利施設石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したものであります。

次に、議第26号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を30億3,178万1,000円とし、前年度対比0.2%の増となりました。

歳入では、財産収入で大規模小売店舗の進出受け入れに伴い発生します財産貸付収入を見込んでおります。歳出では、公債費で平成14年度に借り入れた地域開発事業債及び一般会計借入金の元利償還金を計上いたしております。

次に、議第27号平成19年度野洲市土地取得特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を7,404万5,000円とし、前年度対比43.8%の増となったものでございますが、先行取得しました公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したものであります。

次に、229ページでございますが、議第28号平成19年度野洲市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

第2条において業務の予定量を定めるものであります。給水件数につきましては1万4,600件、年間総給水量は654万8,100トン、1日平均にしますと1万7,940トンを予定いたしております。主な建設改良工事についてでございますが、引き続き水源整備事業や配水管の整備事業を計画的に実施してまいります。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益8億9,141万6,000円に対しまして、水道事業費用8億8,988万3,000円であります。また、第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、資本的収入9,133万1,

000円に対しまして、資本的支出4億4,475万8,000円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,342万7,000円につきましては、過年度分及び当該年度分損益勘定留保資金並びに消費税等資本的収支調整額で補てんをするものであります。

以上、議第18号から議第28号までの平成19年度一般会計及び特別会計の提案理由の説明でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 誠に申しわけございませんが、議第15号の工業振興条例の一部改正の説明の中で間違えたようでございますので、訂正をさせていただきます。

助成の交付申請書の受け付け期間を交付期限と申し上げたようでございますので、正式には助成申請の受け付け期間を制度開始から3年を経過する20年3月31日をもって終了すると、こういうように訂正させていただきますので、申しわけございませんでした。

それでは、議第29号から議第36号まで、平成18年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について説明を申し上げます。

別冊の平成18年度野洲市補正予算書をご覧くださいと思います。

まずは1ページからお願いします。

議第29号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から1億7,820万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を194億8,859万4,000円とするものであります。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、10ページをご覧ください。

市債の限度額を追加変更するものでありまして、事業費の確定により充当額を精査して、適債事業への充当となるように見直すものでございます。

それでは、歳出の主な概要について説明を申し上げます。32ページをご覧ください。

まず議会費では、議員報酬費で主に議員報酬の減額により434万3,000円を減額し、議会運営費では議会会議録作成委託料の精査により380万円を減額するものであり

ます。

次に、総務費では、コミュニティセンター運営費でコミセンしのはらの空調機械の修繕料138万8,000円の追加と、コミュニティセンター施設整備事業費では、コミセンなさかとの備品購入費やコミセンひょうずの建設工事管理委託料及び工事請負費等の確定によりまして、2,765万1,000円を減額するものであります。

次に、38ページでございますが、民生費では、障害者自立支援事業で、施設訓練支給費等の今後の所要見込み額により、4,148万2,000円を減額するものであります。

42ページをお願いいたします。福祉医療費助成事業費では、受給件数の増加により1,531万3,000円を追加し、国民健康保険事業特別会計繰出金では、出産育児一時金や財政安定化支援事業繰出金の増額等により、474万1,000円を追加するものであります。

また、老人保健事業特別会計繰出金では、医療費等の実績による収支見込みにより、7,419万5,000円を増額するものであります。

次に、民間保育所施設整備補助事業費では、社会福祉法人モンチ優愛会が保育所を整備されることに對し、整備補助金6,186万円を追加するものであります。

48ページでございますが、衛生費では、事業費の確定により保健事業費、塵芥処理費及び中間処理施設費等の精査を行うものであります。

次に、農林水産業費では、事業費の確定により地域農政推進対策事業費で、農地流動化促進事業費補助金1,008万円を増額し、土地改良事業費では県営事業負担金等で656万1,000円を減額するものであります。

次に、商工費では、商工振興事業費でイオン株式会社の店舗建築工事の着工が遅れたため、財産買付収入が見込めず、工業団地等整備事業特別会計が収入不足になることから、貸付金として1,090万円を追加し、次58ページをご覧いただきたいのですが、商業支援事業費では、イオンの出店の遅延により商業施設新設等補助金及び商工業振興事業補助金合わせて550万円を減額するものであります。

土木費では、道路新設改良工事費の委託料で、日野川改修関連県営事業の市負担分700万円、工事請負費では事業費の確定見込みにより3,616万円、県営事業負担金では408万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、62ページをご覧下さい。

地方特定道路整備事業費では、工事費の精査により1,630万円を減額するものであ

り、下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計の財源更正等に伴う補正により7,630万6,000円を減額するものであります。

公営住宅建設事業費では、木部団地建設事業の確定により2,530万2,000円を減額するものであります。

64ページをお願いします。

教育費では、事業費の確定などにより、就学援助事業費、小学校管理運営費及び中学校管理運営費等の精査を行うものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容でございます。

これに伴う歳入といたしましては、市税、国庫負担金、繰入金、市債等で調整をいたしております。

続きまして、特別会計補正予算について説明を申し上げます。83ページでございます。

議第30号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に1,760万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,648万円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費について1月までの実績及び被保険者資格の異動による一般被保険者療養給付費の減額と、その額を上回る退職被保険者等療養給付費の増額であります。

また、諸支出金においては、前年度超過交付となった国庫支出金を返還するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金及び共同事業交付金等で調整いたしております。

次に、105ページ、議第31号でございますが、平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に6,522万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億1,572万円とするものであります。

歳出の主な内容については、医療給付費において1月までの実績から今後医療給付費等の増加が見込まれることから増額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金等で調整いたしております。

次に、議第32号野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算の総額から3,996万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億6,869万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費において今年度給付見込みにより各種サービス給付費を精査したものであります。

歳入につきましては、保険料、支払基金交付金及び繰越金等で調整いたしております。

議第33号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から3,470万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億9,419万4,000円とするものであります。歳出につきましては、公共下水道事業費におきまして、各事業費における精査を行ったものであります。

歳入につきましては、繰入金、諸収入及び市債等で調整いたしております。

次に、議第34号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に66万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,635万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、各事業費の精査を行い、墓地公園整備基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料、繰入金、繰越金等で調整をいたしております。

次に、議第35号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から63万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,190万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、各種事業について精査を行ったものであり、歳入については財産収入、借入金で調整したものであります。

次に、203ページ、議第36号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

収益的支出につきましては、自己水の湧水等により県南部用水の受水費を398万8,000円増額するものであります。

資本的支出では、工事費の精査により4,501万2,000円を減額するものであります。

以上、議第29号から議第36号までの平成18年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

次に、議第37号でございますが、第1次野洲市総合計画基本構想を定めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、野洲市の新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この基本構想は、14年先の野洲市を展望し、目指すべきまちの将来ビジョンを示すものであり、社会的な動向やまちの特性と現状の課題などに基づきながら、人権、環境の視点と協働の手法によるまちづくりを進めるため、目指すべきまちの姿を「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」として実現を目指していこうとするものであります。

この総合計画策定にあたっては、合併時の新市まちづくり計画を基本として、平成17年度の着手以後、昨年11月20日に総合計画審議会から答申を受け、パブリックコメントや議会協議会における議論を経て取りまとめたものでございます。

今後、総合計画の理念を十分に尊重しながら、本市の将来像の実現に向け、市民と一緒にまちづくりを推進していく所存であります。

議第38号野洲市国土利用計画（第1次野洲市計画）を定めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、野洲市域において計画的な土地利用を推進するため、土地の利用に関する基本構想及びその利用目的に応じた区分ごとの規模の目標や地域別の概要、達成するために必要となる措置について定めるため、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

総合計画との整合を図りつつ、今後14年間の野洲市の土地利用の方向性を定め、それぞれの地域の特色を生かしながら、全体として均衡のとれた土地利用を図っていこうとするものであります。

次に、議第39号指定管理者の指定の変更につきまして説明を申し上げます。

議第10号でご説明を申し上げましたように、中主公民館別館は平成19年3月末をもって公民館機能を廃止することになったため、指定管理者による管理施設の指定を変更することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議第40号町・字の区域及び名称の変更について説明を申し上げます。

大津湖南都市計画桜生土地区画整理事業は、公共施設の整備と土地の利用増進を図り、環境良好な市街地を整備することを目的に、4.7ヘクタールにおいて事業を進めた結果、町・字の区域及び名称の変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。なお、当事業の換地処分は平成19年10月の予定となっております。

次に、議第41号市道の認定及び廃止について説明を申し上げます。

開発行為に伴う寄附により帰属を受けた公共用道路の9路線をはじめ、路線重複が生じたことにより、延長変更を伴います3路線、合わせて12路線を認定し、またそれに伴い7路線の廃止をすることにつき、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第42号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議第43号滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、議第44号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議第45号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、並びに議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更につきましては、関連をしますので一括して説明を申し上げます。

これら一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、また滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更では、平成19年2月1日から滋賀県後期高齢者医療広域連合が同組合に加入されたことによりまして、規約を改正するため関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更は許可の日から施行し、その他の規約は平成19年4月1日から施行されるものであります。

以上が提案理由のすべてでございます。どうぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

(日程第7)

議長(田中栄太郎君) 日程第7、請願第1号及び請願第2号(中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願他1件)を一括議題といたします。

それぞれ紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第17番、小菅六雄君。

17番(小菅六雄君) それでは、請願2つにつきましての紹介議員としての説明をさせていただきます。

はじめに、請願第1号「中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願」についてであります。請願書に基づき説明をさせていただきます。

野洲市では、乳幼児の医療費無料化を行っており、大変喜ばれています。また、2007年1月から入院医療費を中学校卒業まで無料化されたことにつきましては期待が寄せられています。

今、出生率は1.25人と最悪を更新しています。子どもは3人欲しいというのが一般的な希望です。しかし、子どもを産み育てることには経済的な負担が大きく、また子育ての環境も悪くなる中、出生率が低下しています。

基本的には、国が子育て支援の政策の充実をすべきではありますが、地方自治体でもやれることから始めていただきたいと思います。小学校に行けば、例えば虫歯の治療などにも多額の治療費がかかり、兄弟が多い家庭では大変な出費となっています。入院治療だけでなく通院も含めて無料にしてほしいという切実な声が上がっています。

憲法では、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとなっており、健康的な体を維持するためには歯科治療等を含め、全体の医療費の問題は重要であります。

野洲市の試算では、約4,700万円あれば中学校卒業まで通院も無料にできるとお聞きしています。また、野洲市では子育ての支援が充実しているということになれば、若い世帯が野洲市に永住し、少子化にも歯どめがかかり、まちの活性化にもなります。

早期に中学校卒業までの医療費の完全無料化を求め、お願いいたします。

具体的には、請願項目といたしまして、中学校卒業までの医療費の完全無料化を実施されることとなっています。これを求めております。これが第1号であります。

続きまして、請願第2号「労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください」という請願書であります。

先年12月27日の労働政策審議会第72回労働条件分科会において、厚生労働省は「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」を取りまとめました。この中で、年収が一定以上の労働者には何時間働いても残業代が出ない制度である自己管理型労働制、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションや不当解雇でも一定金銭を払えば解雇できる解雇の金銭解決制度、そして労働者が反対しても就業規則を変えれば労働条件を変更できる制度などが打ち出されています。

労働運動総合研究所の試算では、年収400万円の労働者が月80時間の残業をした場合、ホワイトカラー・エグゼンプションが導入されるとカットされる残業代は140万、総収入の26%にも上るとされています。また、課長級の平均年収と言われる700万円でも246万円、同じく26%減の残業代がなくなることになります。

こうした制度の導入は余りにも働く人たちの健康と生活に否定的な影響を与えると懸念せざるを得ません。そのために、審議会の場でも労働者委員から強い反対の意見が述べられています。2月7日の報道では、政府与党は今国会の法案提出は一部見送る決定をしたそうではありますが、経済界や厚生労働省の要求は強く、参議院選挙後の臨時国会では法案が上程される可能性が強いと思われます。

働いても働いても生活が成り立たないワーキング・プアと呼ばれる人たちが激増するなど、今格差の拡大が大きな社会問題となっています。また一方で、少子化対策という面からも働き方の見直しが求められています。

ところが、上記のような労働法制の改悪では、こうした問題の解決どころか一層労働者に長時間労働を押し付け、格差の拡大と家庭生活の破壊を招くことは明らかであります。

そこで、これらの労働法制改悪の動きをとめ、正規雇用が基本の雇用システムをつくり、最低賃金の大幅引き上げ、均等待遇の実現などのために、国に向けて意見書を上げていただくよう要請するものであります。

以上が、2本の説明でございます。どうか皆さんの審議とご賛同をよろしく願います。

(日程第8)

議長(田中栄太郎君) 日程第8、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項、「広域連合議員は関係市町の議会の議員並びに長及び副市長のうちから各関係市町の議会において1人を選挙する」の規定に基づき行うものであります。

選挙の方法については投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(田中栄太郎君) ただいまの出席議員数は24名であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(田中栄太郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(田中栄太郎君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演台に投票箱を設置しておりますので、演台に向かって左側より登壇して、右回りで投票願います。

ただいまから投票を行います。

(投票)

議長(田中栄太郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(田中栄太郎君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第16番、野並享子君、第17番、小菅六雄君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(田中栄太郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票23票、無効投票1票、有効投票中、山崎甚右衛門君18票、小菅六雄君2票、川尻良治君2票、鈴木市朗君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、山崎甚右衛門君が当選されました。

ただいま当選されました山崎甚右衛門君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選告知)

議長(田中栄太郎君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明3月1日から3月6日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、明3月1日から3月6日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時22分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年2月28日

野洲市議会議長                    田 中 栄太郎

署 名 議 員                    梶 山 幾 世

署 名 議 員                    内 田 聡 史